

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

訪問看護ステーションスリー幸手

1. 基本方針

合同会社ファン&ワークスが設置・運営する訪問看護ステーションスリー幸手（以下「訪問看護ステーション」という）は、利用者および職員の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定める。

2. 感染症対策委員会の設置

- （１）訪問看護ステーションは、感染症の発生や感染拡大を防止するために、感染症対策委員会を設置する。
- （２）感染症対策委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、訪問看護ステーション管理者とする。
- （３）感染症対策委員会の委員は訪問看護ステーション職員とし、委員長のほか訪問看護ステーション職員１名とする。
- （４）感染症対策委員会は、委員長の招集により、６カ月に１回以上開催する。
- （５）感染症対策委員会は、下記について審議する。
 - ① 感染症対策指針及びマニュアルの整備に関すること。
 - ② 感染症対策のための職員研修計画の策定に関すること。
 - ③ 感染症予防対策に向けた取組に関すること。
 - ④ 感染症発生時の対応に関すること。
 - ⑤ 発生した感染症の原因分析及び再発防止策に関すること。

3. 感染症対策のための職員研修・訓練

- （１）研修は、感染症の予防及びまん延防止策のための基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとする。
- （２）研修・シミュレーション訓練は、新規職員の採用時に行うとともに、各年１回以上実施する。
- （３）研修・シミュレーション訓練の内容については、資料、出席者等を記録し、保存する。

4. 感染症対策に関する基本方針

- （１）平常時の対策として、利用者及び職員の健康状況を把握するなどの健康管理、業務における標準的な感染予防策を実施し、事業所における衛生管理に必要な対策を講じるとともに、感染症発生時の対応に係る情報共有を図る。
- （２）感染症発生時の対応として、速やかに感染症発生状況を把握し、必要に応じて公的関係機関との連携及び関係者への連絡を行うとともに、感染症対策委員会において審議し、感染拡大の防止に必要な対策を講じる。

5. 平常時の具体的対策

- （１）利用者の既往及び体調の把握に努める。
- （２）職員のワクチン接種状況及び体調の把握に努める。
- （３）感染症対策の教育を行うとともに、業務中の適切な感染対策を実施する。
- （４）事業所内の効果的な環境整備など衛生管理に努める。
- （５）感染者及び感染疑い者の対応方法を情報共有しておく。

6. 感染症発生時の具体的対応

- (1) 感染症発生状況を速やかに把握し、利用者等の生命及び身体の安全の確保を最優先する。
- (2) 必要に応じ医療機関や保健所等の関連機関と連携し、利用者・家族等関係者へ連絡し、感染対策の協力を依頼する。
- (3) 感染症対策委員会において対応を審議し、感染症拡大防止策を実施する。
- (4) 事業所における感染症まん延時は、速やかに利用者・その家族、職員・その家族の状況確認を行うとともに、地域保健所へ報告する。
- (5) 感染者等の病状や予後を把握し、必要に応じ、精神的ケアを行う。

7. 感染症対策に関する職員の責務

- (1) 健康管理 職員は、日頃から、個人の健康管理に気をつけ、感染症疾患罹患時は速やかに委員長へ報告する。
- (2) 標準感染予防 訪問時の感染症対策について確認しておく。また、感染疑い者と接触した疑いがある場合は委員長へ報告する。
- (3) 衛生管理 職員は、事業所内及びサービス提供時における衛生管理に努める。
- (4) 感染対策等の向上 外部研修に積極的に参加するなど職員の安全な訪問業務環境の整備と利用者への安全なサービス提供の向上に努める。

8. 指針の公開 感染症対策指針は、ホームページで公開し利用者及び家族が閲覧できるようにする。

9. 施行期日 本指針は、令和7年9月18日から施行する。